答申第 849 号

諮問第 1515 号

件名:非違行為に関する速報等の不開示決定に関する件

答申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が、別記に掲げる行 政文書(以下「本件行政文書」という。)を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成28年8月5日付けで愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。)に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月17日付けで行った不開示決定の取消しを求める(元生徒の名前の開示は求めない。)というものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 不開示決定であるので、報道の範囲でしか本件を知る事ができない。報道どおりであるなら、卒業生、に対する、児童福祉法違反。 現在公判中。
- (イ) 職員の児童福祉法違反、公判中ということからすると、裁判所で、職員の名前は、公開されている。該当する職員の、学校関係者は、 事実関係については、知っているといえる。職員名が判明したら、 所属していた学校名も、学校経営案等から、判明される。
- (ウ) 勤務していた学校に関係することではあるが、職務中のことではないということからすると、裁判、公判に入った段階で、事実関係に関し、全面的にはできないとしても、公開、公表されるべきである。新聞記事で、大村知事は、「基本的には公表する…」とある。

前記したように、公表しなくても関係者等には、ある程度知られていると推測される。

本件請求内容に関しては、被害者や、保護者に公表してほしくないといわれることは当然のことであるが、一切公表できないということではないし、事件再発防止の今後のために、公表できるところ

はしなくてはならない。

イ 反論書における主張

実施機関である県教育委員会が審査請求人に弁明書を送付したところ、 審査請求人から反論書が提出された。その内容は、おおむね次のとおり である。

- (ア) 処分があった場合の、文書名は、2017 年 3 月 6 日公開されたものを参考にすると次のようになる。①非違行為報告書について(提出)(校長が作成して、県教育委員会教育長宛て)、②非違行為報告書(校長が作成(県教育委員会に提出))、③意見書(校長が作成して、県教育委員会教育長宛て)、④審査表(人事考査委員会会長作成)、⑤処分事由説明書(県教育委員会作成)、⑥教職員の懲戒処分について(県教育委員会作成)、⑦訓告(要旨)(県教育委員会作成)。黒塗りの部分があることはあるが、一部開示されている。
- (4) この文書を参考にするなら、本件に関していえば、処分庁の弁明を受け入れたとしても、公開されても問題にならない部分もある。 処分庁が、開示できない部分について、いろいろ理由を述べている。仮にその主張を認めたとしても、この公開された文書に関していえば、今回、処分庁が非公開としている(全面的に公開できないとしている)、開示できないとする残りの部分については、ほとんど黒塗りであろうと開示できる、すべきである。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。まず、全面というのか、不開示決定については、これについて内容が新聞報道しか分からないので、何をどう主張したらいいのかということが、まず基本にある。なぜなら、新聞報道はあくまでも新聞報道であって、これが事実か事実でないかも明白でない。明らかでないことについて、行政に対して物申す場合は、想定内の発言しかできない。そういう不確実なものに対して意見を述べられても困ると言われると、確かにそのとおりではないかという気持ちも当方にはある。しかし、懲戒免職ということなので、報道記事にある内容で、これは本当だろうと、近いことだろうと思うことについて引用しながら話をしたい。

まず、卒業生に対して教諭がホテルまで行ったという事例に関しては、ほぼ一緒なのかなと思っている。これについて、もしこの相手の人が卒業生でなかったら、この職員は全面的に、生年月日とかは別として、公開されるべきものではなかったかと思われる。卒業生ということに関して、もし新聞報道がなかったならば、処分する側としては、職員は学校に残っているし、その現職の職員に対する処分ということだったら、何も気にすることなく、一般の社会人であれば、公開ができたのではな

いかと思われる事案というふうに認識した。

そうなると、この報道記事の中で、知事が基本的には公開するというのは原則というようなことを述べているので、この線に基づけば、これが卒業生という新聞報道がなければ、この職員に対しては事実関係等、処分内容等を含めて、卒業生・教え子ということを黒塗りにすれば、開示できたのではないかと思っている。

そうなると、もし新聞報道にも引っ張られると、行政はそういうふうに言われているから出せないと言うなら分かるが、そうじゃないとしたら、新聞報道はあくまでも新聞報道だから、それに従わずに行政として文書を発行する、しないということを言うとしたら、この場合は明らかに開示できる部分があるのではないかというふうに考えている。そうしたら、職員の名前、それから学校名等は、公開されてもいいのではないかと思っている。でも、公開できない部分も、例えばそこの卒業生というようなことは、それが分かるような部分は消さざるを得ないだろうということは理解している。

それから、今回の事件を見て、このような未成年に対するわいせつ 行為等に関して、確かに被害者の名前等があの子じゃないのかというよ うな、想定されそうな場合については非開示にするということも分かる が、逆にこの教諭がなぜこの年齢でこのようなことをしたのか、今まで そういうことはなかったのかあったのか、どういうときにこの教諭はこ ういうことを未成年に働きかけるのか、そういうものを事情聴取である 程度は聞き取られていると思うので、そういうものは私としては相当関 心があったところである。そういうことに、なぜ公務員はオーバーラン するのか。そういうところを、やっぱり行政の管理責任者・住民等々が 認識しなければいけない時代ではないかと思っている。

それは何も、罪を犯した人を糾弾するとかそういうことでなく、そういう事態が起きることは防ぎようがないと言ってしまったら若い人に悪いが、そういう面も今はある訳である。では、そういう面がある中で、私たち大人はどうするのかということが、こういう事件が起きたときに問われている問題の一つではないかと思っている。そういう意味で私も、なぜこの年齢の人がこういうことをしたのかというようなことについて、非常に関心を持っている。そのためには、この人がどういう経過でやったかということを少しでも知りたいと切に願って、公開請求をしている。

しかし、行政サイドとしては、 村子定規という言い方は失礼かもしれないが、本人が嫌だと言っているとか、そういうことを表面に立てて、 全面非公開にするということが、度々ある。では、行政やこの処分され た職員の周りで、その人がどういう流れでオーバーランしたか、どうい うときにどういうシチュエーションで、未成年であろうとなかろうと、 そういう行為に入って行くのかということが、本当に聞き取られているのかという心配を今はしている。そういう聞き取りを十分にしないで、ただ、児童福祉法違反の疑いで、それを認めたからといって懲戒処分にするとなったら、この職員はこの後誰が指導していくのか。この人のこれまでの人生を含めて聞き取りをして、この人がどこでそういう若い人に走るのか走らないのか、そういうことをどこで体験したり学んだり、再犯の人だったらそれを再度繰り返すのか。それとも、再犯じゃなくて初めての人だったら、なぜこの年齢でここでそういうことに入るのか、入ったのかを、きちっと本人が自覚、自分を検証し直さなければいけないのではないか。それなしで、ただ懲戒免職だということにしてしまうと、この人は見つかったことを、そこに自分の憎しみみたいなものを置いて、「あのときはああいうふうだから見つかっちゃったなあ。今度はうまくやろう」みたいな気持ちにもしなってしまったら、再犯の確率は相当高いというふうに私は考えている。

だから、私はこういう情報公開で、これは処分したのは県教委だから、県教委の人たちが事情聴取で、そういうことをきちっとしているのかしていないのか。その辺りも知りたくて、県の審査会では事情聴取録を出してくれということも含めて、これまで度々不服申立てをしてきた。しかしながら、なかなか行政の壁は厚く、一度ノーと言ったら絶対に引かない。

それはそれで、行政の一貫としては間違ってはいないだろうが、このわいせつ等に関していえば、最近、小学校の臨時講師の人が小学校の中で、小学生にわいせつな行為をしたということで逮捕された事件があった。こういうわいせつに関する情報というのは必ず被害者がいるので、即明らかにするということは、この遅れた日本の人権感覚では、被害者に対して二重三重の人権侵害が起きていく訳だから、軽々しくその人のことが分かることを明らかにすることは行政でできないというのが、行政の主張だろうとは思うが、逆にこれからの若い人のことを考えると、誰がどういうときにどうするのかとか、具体的に知りたいというのが、子供はその辺がよく分からないから、でも保護者の立場でいえば、多分そういう心配事があると思う。だから、できない理由も理解はしているが、一方的にできないのではなくて、できるだけ公開することを全面に出して、そのための行政文書を作る、そういう意味での対応が今後求められるのではないかと思っている。

そして、さっき言った教諭の問題で、別の県で確か一度そういうわいせつで免職になったが、愛知県でまた臨時任用で採用されて、同じような性犯罪行為に走ったという人が出てきた訳である。ここまでくると、単純にわいせつ行為と言ってよいのか、その辺に関しては男性の性意識

に相当深く入り込まなければ、なぜその人がそういうことを起こすのか というようなことが、現在はまだ明らかになってないのが日本の状況で ある。

日本でも、最近は、そういうことを起こした人たちが DV も含めて、例えば DV だったら、なぜ自分は何度も何度も同じことをするのかとか、それから、日本の刑務所でやってるのかどうか分からないが、わいせつ・強姦というようなことをした人たちに対して、所内で再犯防止のプログラムを受けさせるというような流れになってきている。これは他の犯罪も一緒だが、再犯防止にいかなければ、これだけの事案を起こしても処分だけでおしまいなのかと、逆にそういう視点も出てくると思っている。

しかし、今の段階のやり方は、ただ情報を知りたい側からすれば一方的に隠される。そういう歯がゆい思いを常にさせられているというのが現状である。だから、どうしてもしたくないと、これはできないと言うならば、それに合った文書を作成していくのは必要ではないかということも付け加えておきたいと思っている。

しかし、今回のように、相手が卒業生だからよいとか悪いとか言えないが、もしこの人が卒業生でなかったら、これは多分ある程度の開示がされたのではないか。なんで卒業生まで踏み込んで開示しないと言うのか。逆に卒業生がこういうことをしたというふうに言われてしまうと、この在籍した教員の近くの人たちは分かる訳で、誰々とかどこの学校とか。そういう人たちに対して言えば、ああ、また自分の学校の卒業生が何かあったなというふうに、近くの人たちにはあえて隠してあったとしても分かる。

だから、本当は新聞報道においては、これは卒業生という名前を伏せて懲戒処分にしたというような公開を、これからは行政がすべきではないのか。そうすれば、新聞も卒業生、教え子ということは隠してくれたかもしれない。隠してくれなかったら自動的に学校名が出されなくても、教師名が出されなくても、周りの人たちにとっては、あそこの学校のこの人は何かあったのだなというようなうわさに乗るのは、当然だと思っている。

事案というのは、いくら抑えても隠せるものではなくて、さざ波のようにその地域に知れ渡るので、そういう意味では、今回もし全面非公開ということを通すとしたならば、これからの開示文書についても、作成される文書についても、全面的に公開することを前提に作るというような方向性と、さらに逆に作られた文書で公開が何らかの形でせざるを得ないときには、ある特定の部分だけについては、必ず別葉にするとか別紙にするとかというようなやり方もあると思っているので、その辺に

も思いを起こして作ってもらうことを希望したい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 28 年 7 月 8 日付けで県教育委員会が懲戒免職とした教員(以下「A 教員」という。)の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書であって、その全てを不開示としたものである。

ア 別記文書 1「非違行為に関する速報 (平成 27 年 12 月 28 日付け)」

当該文書は、発生した非違行為について、A 教員の所属校の校長が速 やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で市町村教育委員会に 報告し、市町村教育委員会が愛知県の教育事務所(以下「県教育事務 所」という。)を経由し、県教育委員会に提出したものである。

当該文書には、A 教員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、 発信者及び受信者、非違行為の内容等が記載されている。

イ 別記文書 2「教員の非違行為について(報告)(平成 28 年 6 月 14 日 付け)」

当該文書は、非違行為に関する速報を提出した後、A 教員の所属の校 長が改めて調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、 市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会が県教育事務所を経由し、 県教育委員会に提出したものであり、県教育事務所長の鑑文、市町村教 育委員会教育長の鑑文、非違行為報告書、A 教員の申立書及び校長の意 見書で構成されている。

当該文書のうち、非違行為報告書には、作成者、A 教員の所属、職名、 氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生場 所、概要、事後措置等が、A 教員の申立書には、A 教員の所属、氏名、 申立て等が、校長の意見書には、校長の氏名、意見等が記載されている。 ウ 別記文書 3「審査表(平成 28 年 6 月 24 日付け)」

当該文書は、処分の審査に当たり、県教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事件の種別、発生年月日、発生場所、審査対象者の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、規律違反と認められる内容、人事考査委員会事務局の処分案、人事考査委員会の審査結果(所見)等が記載されている。

エ 別記文書4「教員の処分について(平成28年7月1日起案)」

当該文書は、県教育委員会が A 教員の処分内容を決定するために起案したものであり、起案文、辞令案、処分事由説明書案、県教育事務所

長宛て通知案、県教育事務所長からの副申、市町村教育委員会教育長の鑑文、市町村教育委員会からの内申及び市町村教育委員会の意見書で構成されている。

当該文書のうち、起案文には、起案者氏名、標題、決裁者等の印、 伺い文等が、辞令案には、A 教員の所属、職名及び氏名、発令事項等が、 処分事由説明書案には、A 教員の所属、職名及び氏名、処分内容、処分 理由等が、通知案には、標題、通知内容等が、副申には、標題、県教育 事務所長の意見等が、内申には、標題、処分内容等が、市町村教育委員 会の意見書には、市町村教育委員会の意見等が記載されている。

オ 別記文書 5「教員の人事について(平成28年7月1日起案)」

当該文書は、A 教員を懲戒免職とするに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条第1項ただし書の労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合における同条第3項において準用する同法第19条第2項の規定による解雇予告除外認定の申請をするために、県教育委員会において起案したものであり、起案文のほか、申請案として市町村長宛て鑑文及び解雇予告除外認定申請書及び認定結果の通知書で構成されている。

当該文書のうち、起案文には、起案者氏名、標題、決裁者等の印、 伺い文等が、申請案には、A 教員の所属、職名、氏名、生年月日、性別 等、労働者の責に帰すべき事由等が、通知書には、A 教員の所属、職名、 氏名等が記載されている。

カ 別記文書 6「教員の処分について(報告)(平成 28 年 7 月 8 日付け)」

当該文書は、県教育事務所が県教育委員会に A 教員を処分した結果 について報告した文書である。

当該文書には、標題、処分の日時及び場所、辞令交付者、A 教員の所属、職名及び氏名、処分内容、立会者等が記載されている。

キ 別記文書 7「校長の処分について(平成28年7月1日起案)」

当該文書は、市町村教育委員会が A 教員の監督者である校長の処分 内容を決定するに当たって県教育事務所を通じて県教育委員会になされ た協議に対する回答を通知するために、県教育委員会において起案した ものであり、起案文、県教育事務所長宛て通知案、県教育事務所長から の進達、市町村教育委員会教育長の鑑文、市町村教育委員会からの協議 及び市町村教育委員会の意見書で構成されている。

当該文書のうち、起案文には、起案者氏名、標題、決裁者等の印、 伺い文等が、通知案には、標題、通知内容等が、進達には、標題、市町 村教育委員会から協議があったこと等が、協議には、標題、校長の所属 及び氏名、処分内容等が、市町村教育委員会の意見書には、市町村教育 委員会の意見等が記載されている。

ク 別記文書 8「校長の処分について(報告)(平成 28 年 7 月 11 日付け)」

当該文書は、市町村教育委員会が A 教員の監督者である校長を処分 した結果について県教育事務所を通じて県教育委員会に報告した文書で あり、県教育事務所長の鑑文、市町村教育委員会教育長の鑑文及び市町 村教育委員会からの報告で構成されている。

当該文書のうち、報告には、標題、処分の日時及び場所、処分者、 校長の所属及び氏名、処分内容、立会者等が記載されている。

- (2) 条例第7条第2号該当性について
 - ア 本件行政文書は、被害者及びその保護者に配慮し、県教育委員会が懲戒処分を行ったが公表をしないこととした事案に関する文書である。仮に一部でも開示すれば、被害者等の特定の個人が識別されるおそれがあることから、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。
 - イ 本件行政文書に記載された情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第7条第2号ただし書口には該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書二にも該当しない。

また、被処分者は公務員であるが、処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書いに該当しない。

さらに、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている 情報ではないため、同号ただし書イにも該当しない。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

- (3) 条例第7条第6号該当性について
 - ア 本件行政文書は、懲戒処分を行ったが公表していない事案に関する文書であり、被害者の人権に配慮すべき必要があるものとして全体として非公表としているものである。したがって、仮に一部でも開示すれば、非公表である事案が公にされることで、被害者等との信頼関係が崩れることとなり、今後、被害者等の関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがある。その結果、県教育委員会における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えるおそれがあ

り、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「職員の児童福祉法違反、公判中ということからすると、裁判所で、職員の名前は、公開されている。」と主張している。

しかし、例えば、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 290 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により、事件の被害者を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定がなされることもある。また、裁判の手続及び目的の限度において訴訟関係者の情報が開披されることがあるとしても、それを超えて、いかなる場面及びいかなる時点においても一般に公にされるものとはいえないことから、仮に本件行政文書に係る事案について公判が行われたとしても、そのことをもって、本件行政文書に記載された情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成28年7月8日付けで県教育委員会が懲戒免職処分を行った教員の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した8件の文書であり、その構成及び記載内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第7条第2号及び第6号に該当するとして、本件行政 文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する 情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの を含む。以下同じ。)が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イから二までのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によれば、本件行政文書は、わいせつ行為をした教員を懲戒 免職処分としたが、被害者及びその保護者に配慮する必要があるとして 実施機関が公表しないこととした事案に係る文書とのことである。また、 当審査会において実施機関に確認したところによれば、被害者側が一切 公表しないでほしいとの意向を示しているとのことである。そして、当 審査会において本件行政文書を見分したところ、わいせつ行為の内容、 被害者の状況等が詳細に記載されており、全体として個人に関する情報 であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識 別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を 害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 本件行政文書に係る事案については、被害者及びその保護者に配慮する必要があるとして実施機関が公表しないこととしており、当該事案に関する情報が報道されており、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、実施機関自らが公表しているものではないことから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、本件行政文書を公にすること自体が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要であるとまでいうことはできず、本件行政文書に記載されている個人に関する情報を、直ちに同号ただし書口に該当するとして開示すべきものと認めることはできない。

そして、本件行政文書における被処分者は公務員であるが、処分を 受けたことは、被処分者の職務遂行の内容に係る情報とは認められない ことから、本件行政文書は、同号ただし書いには該当しない。

さらに、本件行政文書が同号ただし書ニに該当しないことは明らかである。

- エ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。
- (4) 条例第7条第6号該当性について
 - ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

なお、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるかどうかの判断は、公益的な開示の必要性等種々の利益を比較衡量して行うものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

- イ 本件行政文書は、被害者側の一切公表しないでほしいとの要望を受け、また、被害者の人権に配慮する必要があるとして公表しないこととされた事案に係るものであって、公にすることになれば、被害者側との信頼関係を損なう可能性があると認められる。また、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるなど、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがある。その結果、県教育委員会における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えたりする可能性があり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- ウ なお、本件行政文書を開示することで同種の事案の再発防止につながるのではないかといった開示による利益も考えられるところではある。この点について、当審査会において実施機関に確認したところによれば、実施機関では、平成27年度に有識者らによるプロジェクトチームにおいて教員の不祥事、特にわいせつ行為をなくすための有効な対策を検討し、その提言を踏まえた取組を進めているところであるとのことであり、過去の事例を開示することが再発防止に一定の役割を果たすことを考慮してもなお、個別性の強い具体的な情報である本件行政文書そのものを部分的にでも開示することが直ちに再発防止につながるとまではいえず、前記イで述べたおそれがあることからすれば、本件行政文書については、開示によって得られる利益が不開示によって保護される利益を上回るとはいえず、その全部を不開示とすることはやむを得ないものと認められる。
- エ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、教員の児童福祉法違反事件について公判中ということ からすれば、裁判所で教員の名前は公開されており、所属校名も判明す る旨主張している。

しかし、当審査会において実施機関に確認したところによれば、本件の公判においては、被害者の氏名のみならず、教員の氏名及び所属校名のほか、所属校の存在する市町村名についても明らかにされない形で公判が行われていたとのことであり、審査請求人の主張には理由がない。

- イ 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。
- (6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- 文書 1 非違行為に関する速報 (平成 27 年 12 月 28 日付け)
- 文書 2 教員の非違行為について(報告)(平成28年6月14日付け)
- 文書3 審査表(平成28年6月24日付け)
- 文書4 教員の処分について(平成28年7月1日起案)
- 文書 5 教員の人事について(平成28年7月1日起案)
- 文書 6 教員の処分について(報告)(平成28年7月8日付け)
- 文書7 校長の処分について(平成28年7月1日起案)
- 文書8 校長の処分について(報告)(平成28年7月11日付け)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内
29. 2. 2	諮問
29. 2. 6	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 5.11	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
29.6.9 (第522回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 6.30 (第524回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
29. 8.22 (第528 回審査会)	審議
29. 9. 8 (第530回審査会)	審議
29.10. 2 (第532回審査会)	審議
29.11. 6	答申